

令和3年度 第1回 奈良県障害者施策推進協議会

日時：令和3年11月19日（金） 10:00～11:00

場所：奈良県文化会館 1階 第1会議室

- 1 開会
- 2 議題
 - ① 同一敷地内での「日中活動系サービス事業所」と「共同生活援助事業所の共同生活住居」の併設について
 - ② 奈良県重症心身障害児者支援センターの開設について
- 3 その他
- 4 閉会

【出席者】

《出席委員》

八木会長、小林委員、岸元委員、辰己委員、村上委員、前田委員、藤本委員、
中村委員、田ノ岡委員、西村委員、岡野委員

《事務局》

石井福祉医療部長

障害福祉課：東川課長、森本課長補佐、森課長補佐、栄係長、山本係長、上西係長、
池口係長、須和係長、孝岡主査、西田主任主事

長寿・福祉人材確保対策課：内田課長補佐

疾病対策課：増井主任調整員

特別支援教育推進室：中井室長

雇用政策課：片岡係長

【議事録】

（石井部長）挨拶

（森課長補佐）資料確認、委員紹介

（八木会長）事務局に対し、議題①について説明を求める。

(東川課長) 議題①について説明

(八木会長) 委員に対し、意見を求める。

(田ノ岡委員) 「共同生活援助事業所の共同生活住居」ということだが、日中サービス支援型共同生活援助事業所はこれに限らないと考えてよろしいか。日中サービス支援型共同生活援助事業所はそもそも日中活動系サービス事業所を設けてもよいとされていると思うので、今回の併設の考え方から外れると考えてよろしいか。

(東川課長) サービスの類型として平成 30 年度の報酬改定の際に追加された日中サービス支援型共同生活援助事業所については、国の示す通り※だと考える。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(令和 3 年 3 月 23 日厚生労働省令第 55 号改正)(以下「基準省令」)第 213 条の 6 において、「日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。」とされており、これは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(令和 3 年 3 月 30 日障発 0330 第 3 号改正)第十五の 2 の(1)において、介護サービス包括型共同生活援助事業所の立地について定めた基準省令第 210 条と同趣旨であるとされている。

(西村委員) 精神障害のある方には日中過ごせるところがあまりないが、地域移行の観点から、病院の敷地内に共同生活住居を設置することについてどう考えているか。

(東川課長) 基本的に病院の敷地内への共同生活住居の設置は、障害者総合支援法において認められていない。

(村上委員) 法律にのっとって奈良県で併設を認めてこなかった方針を変えるというのは、奈良県独自の条例を作るということか。

(東川課長) そうではない。国の方で昼夜分離、職住分離ということで、住むところと日中過ごすところを別にすることが推進されている。奈良県としては、障害者の地域移行として地域との交流ができるような生活環境を作ることを目的に、併設を認めない運用をしてきた。その運用を変えるということ。

(村上委員) 無条件で認めている都道府県が、どの都道府県か教えてほしい。

(東川課長) 奈良県の行った照会で回答のあった都道府県について言及

(村上委員) 現在、同一敷地内、同一建物で、1階に福祉サービス事業所等、2階以上に共同生活住居という事業を考えている。ビルだと外部との出入り口は1階だけで、2階以上には専用の出入り口は無くなってしまう。よって、私は併設について無条件で認めてよいのではないかと考える。

(東川課長) 今回諮問している内容は「日中活動系サービス事業所」と「共同生活援助事業所の共同生活住居」を併設する場合であり、1つの建物の中に併設してサービスを提供するのであれば、それぞれ独立した出入り口が必要になる。通所系や訪問系のサービスを1つの建物で多機能事業所として実施するのであれば、事前に障害福祉課に相談いただきたい。

(八木会長) 指定に関する具体的な事柄については、事務局に相談いただきたいと思う。

(田ノ岡委員) 「日中活動系サービス事業所」と「共同生活援助事業所の共同生活住居」の併設がようやく認められたことをありがたく思う。今まで共同生活住居と日中活動系サービス事業所の間には、少なくとも大きな道路が必要と言われたが、障害者の方が大きな道路を渡らないといけないのは大変危険だと感じていた。それが変更となり非常にありがたい。いつから施行か。

(東川課長) 今日の協議会でいただいた意見を踏まえ、速やかに各事業所に通知したいと考えている。

(前田委員) 肢体不自由の方は共同生活住居から日中活動系サービス事業所に移動するにあたり、車の乗降などで、ヘルパーも本人も負担が大きかったのが、併設を認めてもらえてありがたい。NPO 法人など小規模な法人では、日中活動系サービス事業所と別の敷地を確保して共同生活援助を実施するのはハードルが高かった。併設可能となればハードルが低くなり、障害者本人の共同生活住居の選択の幅が広がると思う。

(村上委員) 無条件で認めている都道府県も8府県あるので、奈良県として条件付きで申出書の提出を求めるのではなく、無条件に認める方向に考え直すことを検討してほしい。

(東川課長)今のところ、条件を付すことで、一定の質を担保してもらうことが必要だと考える。共同生活住居に居住する全ての人が、併設する日中活動系サービス事業所に通うことのないようにすることが望ましいと考える。

(村上委員)将来的に条件を無くしていくことも検討してほしい。

(八木会長)という村上委員からの提言であった。

今回併設を条件付きで認めるということだが、同じように条件付きで認めている他府県では、「共同生活住居と日中活動系サービス事業所との間に塀を作ること」、「共同生活住居と日中活動系サービス事業所で出入口を分ける」、「併設事業所の利用を認めない」等様々な条件を付している。実際の支援の現場を考えると、法律の理念の部分と障害のある方の日頃の利用のしやすさに齟齬が生じることもある。そうした時に、「地域移行」の定義づけなどを謳っていかないといけないのではないかと思った。併設事業所の利用を認めない等の条件について、奈良県ではどう考えているか。

(東川課長)奈良県としては完全に併設事業所の利用を認めないということは考えていない。日中活動系サービスの選択は本人の意思に基づくものであり、周辺の事業所を十分に案内したうえで、どこを利用するかを判断してもらうことが条件の一つにもなっている。結果的に共同生活住居から併設事業所に通う方が多くなることはあると思うが、広く選択肢を提示すること自体が重要であると考えている。

(八木会長)事務局に対し、議題②について説明を求める。

(東川課長)議題②について説明

(小林委員)重心センターが受けた相談の件数を知りたい。相談を希望される方が多く、相談に行っても、すぐには相談に乗ってもらえないといった話も聞いている。体制を強化しないとそのような状況は改善されないと思うが、現状はどうか。体制の強化についてはいかががお考えか。

(東川課長)重心センターの相談実績だが、令和3年1月に開設をし、令和2年度中の相談件数は30件、令和3年度4月から9月までの相談件数は85件だ。なお件数は延べ件数である。

体制の強化については、現在2名でスタートし、関係機関との連携などに力を入れているところであり、増員等に関しては実績を踏まえ検討していきたいと考える。

(八木会長) 相談してもすぐには相談に乗ってもらえないという話があったが実態としてはどうか。

(前田委員) 当事者側からの話をすると、重心センターが設置されたことは大変喜ばしいことだが、重心センターの設置に関する周知が重要であると考えている。

重心センターでは、重症心身障害のある方が直接相談するというよりも、障害のある方のサービス利用を支える相談支援専門員が、困難事例が発生した際に関係機関と集まって問題解決を行うための調整を行っている。そのため、利用者個人の相談に直接乗ることが主な業務というわけではない。ただ、センターの役割があまり知られていないため、相談支援専門員や当事者団体に対し、研修会等を通じて周知しなければならないと考えている。

開設からの延べ115件の相談は基本的に困難事例の相談であると思う。困難事例が発生した際に親や相談支援専門員だけで抱え込むのではなく、様々な関係機関と連携していく時に重心センターが間に入るといった役割を周知していくのが重要だと思う。

(小林委員) 関係機関との連携調整のためには、専門的な知識のある方を用いた体制の強化というのが必要だと考える。

(東川課長) 説明不足で申し訳なかったが、相談実績の内訳として、今年度上半期の85件のうち、関係者(相談支援専門員など)からが51件、市町村からが11件、直接家族等からが20件で約2割となっている。

(中村委員) 重心センターの設置及び支援者の養成等、ありがたいと思う。開設から1年たっていない段階で色々なことを言うのは申し訳ないが、重症心身障害児の家族に対する支援が不足しているのではないかと考えている。家族が重心児を支えていく中で、家族自体を支えていかないと、重心児を支えることはできない。ヤングケアラーが社会問題となっているが、重心児、医療的ケア児の兄弟がどういう状況にあるのか、どういう悩みをもっているのか、親に代わってケアをしているのではないかと。そういった子ども達の心のケアというのも考えていかないといけない問題なのではないかと思う。また、それは親の心のケアにもつながる問題であると思う。

これは重心センターだけの問題ではなく、教育との関わりも出てくる問題だ。重心児

等の兄弟が学校の先生にヤングケアラーの状態のことを相談できない、相談しても相談に乗ってもらえないという話も聞いている。そういうことになれば、障害福祉だけではなくもっと大きな問題になっていくと思う。そういった問題についても将来的に考えていってほしいと思う。

(八木会長) 中村委員からは大変重要な指摘をいただいたと思う。本人へのケアに加えて、親へのケア、兄弟のケアにも力を入れる必要がある。昔から日本では「介護は家で」という歴史があり、何かあれば家族が面倒を見るというスタンスがある。家族の人が倒れないように支えていくというのは重要である。生活が個人化しており、自分のことは自分でという物差しが日常生活の至るところに、現象として強く現れている。家族の方の心が倒れることのないような社会を作ることには大きな課題であると思う。今まで以上に力を入れなければ、どんどん家族が崩壊してしまう。こういった課題を理解した上で、今後の支援を進めていく必要があると思う。

本日の審議はここまでとする。

(森課長補佐) 様々のご意見をいただきありがたい。

以上をもって今回の施策推進協議会を閉会する。